

山梨県公報

号外第七十四号

平成十八年

十二月二十二日

金 曜 日

目 次

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例	四
山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例	七
山梨県消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例	八
山梨県職員給与条例の一部を改正する条例	八
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例	九
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	九
山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	〇
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例	〇
山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例	四
山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例	五

条例のあらまし

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例(条例第六十二号)(児童家庭課)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、次に掲げる事項について認定こども園の認定の基準を定めることとした。

(一) 定義
「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」及び「認可外施設型認定こども園」の用語の意義を定めることとした。

(二) 職員配置
(1) 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならないこととした。
(2)(1) 認定こども園には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の保育に従事する者を置かなければならないこととした。

区 分	保育に従事する者
-----	----------

満一歳に満たない子ども	おおむね三人につき一人以上
満一歳以上満三歳に満たない子ども	おおむね六人につき一人以上
満三歳以上の短時間利用児	おおむね三五人につき一人以上
満三歳以上満四歳に満たない長時間利用児	おおむね二〇人につき一人以上
満四歳以上の長時間利用児	おおむね三〇人につき一人以上

- (3) 満三歳以上の短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間については学級を編成し、各学級に一人以上の学級担任を置かなければならないこととした。この場合において、一学級の子ども数は、三十五人以下を原則とすることとした。
- (三) 職員の資格
- (1) 満三歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならぬこととした。
- (2) 満三歳以上の子どもに保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者でなければならぬこととした。
- (3) (2)にかかわらず、学級担任は、原則として幼稚園の教員免許状を有する者でなければならぬこととした。
- (4) (2)にかかわらず、満三歳以上の長時間利用児の保育に従事する者は、原則として保育士の資格を有する者でなければならぬこととした。
- (四) 施設設備
- (1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、これらを構成する幼稚園及び保育所等について、原則としてそれぞれの用に供される建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならないこととした。
- (2) 認定こども園の建物の面積(満三歳に満たない子どもの保育の用に供する施設設備の面積を除く。)は、原則として次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上でなければならないこととした。

学級数	面 積
-----	-----

一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	320平方メートル+100平方メートル×(非登降・2)の算式により算出した面積

- (3) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないこととした。
- (4) (3)の保育室又は遊戯室の面積は、原則として満二歳以上の子ども一人につき一九八平方メートル以上でなければならないこととした。
- (5) (3)の屋外遊戯場の面積は、原則として次の基準を満たさなければならないこととした。
- (ii)(i) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- (ii) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積に満二歳以上満三歳に満たない子どもについて(i)により算出した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面	積
一学級以下	330平方メートル+30平方メートル×(非登降・1)の算式により算出した面積	
二学級以上	400平方メートル+80平方メートル×(非登降・3)の算式により算出した面積	

- (6) (3)の屋外遊戯場は、原則として認定こども園の建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならないこととした。
- (7) 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外施設型認定こども園は、規則で定める要件を満たす場合は、満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができることとした。
- (8) 認定こども園において満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には、保育室等に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならないこととした。
- (9) (8)の乳児室又はほふく室の面積は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上でなければならないこととした。

区分	面	積
乳児室	満二歳に満たない子ども一人につき一・六五平方メートル	
ほふく室	満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル	

- (五) 教育及び保育の内容
認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくとともに、子どもの集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならないこととした。
- (六) 保育者の資質向上
認定こども園は、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならないこととした。
- (七) 子育て支援事業
認定こども園は、当該認定こども園の所在する地域の実情に応じて当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を実施しなければならないこととした。
- (八) 管理運営等
(1) 認定こども園における保育に欠ける乳児又は幼児に対する保育時間は、一日につき八時間を原則として認定こども園の長が定めなければならないこととした。
(2) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならないこととした。
(3) 認定こども園は、情報の開示に努めなければならないこととした。
(4) 認定こども園は、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならないこととした。
- (5) 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの安全を確保するための対策を講じなければならないこととした。
- (6) 認定こども園は、災害、事故等が発生した場合に円滑な補償を行うための体制を整備しなければならないこととした。
- (7) 認定こども園は、教育及び保育の質の向上に努めなければならないこととした。
- (九) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 **山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例**（条例第六十三号）（健康増進課）

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めることとした。

2 改善命令を受けた精神科病院の管理者等は、入院後一年以上経過している任意入院者の症状等を、定期に、知事に報告しなければならないこととした。

3 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

4 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県消防員給付金条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）（消防防災課）

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正等に伴い、特別褒賞金及び報償金の支給の対象となる障害等級については、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令で定める障害等級の区分によることとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用することとした。
山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第六十五号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十八年十月十六日付けの給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 管理職手当の月額の上限を管理職の職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額の百分の二十五とすることとした。

(二) 扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の月額を三人目以降についても一人につき一律六千円とすることとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第六十六号）（教育庁福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十八年十月十六日付けの給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 管理職手当の月額の上限を管理職の職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額の百分の十六とすることとした。

(二) 扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の月額を三人目以降についても一人につき一律六千円とすることとした。

き一律六千円とすることとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（条例第六十七号）（警察本部警務課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十八年十月十六日付けの給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 管理職手当の月額の上限を管理職の職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額の百分の二十五とすることとした。

(二) 扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の月額を三人目以降についても一人につき一律六千円とすることとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十八号）（人事課）

1 育児・介護を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲の拡大等のための一般職の国家公務員の勤務時間制度の改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 休憩時間を廃止し、休憩時間を次のとおりとすることとした。

(2)(1) 一日の勤務時間が六時間を超える場合 一時間

(2)(1) にかかわらず、一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合において、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合 四十五分

以上一時間未満

(二) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度の対象範囲を拡大し、「小学校に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの」を加えることとした。

2 この条例は、平成十九年一月一日から施行することとした。
山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十九号）（教育庁義務教育課）

1 育児・介護を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲の拡大等のための一般職の国家公務員の勤務時間制度の改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 休憩時間を廃止することとした。

(二) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度の対象範囲を拡大し、「小学校に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの」を加えることとした。

2 この条例は、平成十九年一月一日から施行することとした。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十号）（青少年課）

- 1 最近の青少年を取り巻く環境の変化にかんがみ、青少年の健全な成長を阻害する環境から青少年を保護するため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 保護者、学校の関係者等及び事業者の責務の明確化のための規定を新たに設けることとした。
 - (二) 青少年を取り巻く有害情報等に対する規制の拡大のため、次の改正を行うこととした。
 - (1) 有害図書類の指定基準の拡大
 - (2) 有害図書類の陳列の制限の強化
 - (3) 自動販売機等の定義の明確化
 - (4) 自動販売機等管理者の責務の明確化
 - (5) 自動販売機等の設置場所の規制強化
 - (6) 違法な自動販売機等に対する撤去命令の新設
 - (7) 有害興行の観覧制限の強化
 - (三) 青少年のインターネット利用環境の整備のため、保護者等及び事業者に対する努力義務規定を設けることとした。
 - (四) 新たな有害環境に対する規制を次のとおり設けることとした。
 - (1) 青少年に対する金銭の貸付け等の制限
 - (2) 青少年からの着用済み下着等の買受け等の禁止
 - (3) 着用済み下着等の売却等を青少年に対し勧誘する行為の禁止
 - (4) 青少年に対する入れ墨の禁止
 - (五) 青少年の深夜外出の制限を強化するため、次の改正を行うこととした。
 - (1) 正当な理由がない場合の青少年の外出に対する保護者の義務の明確化
 - (2) 保護者の依頼又は承認のない連れ出し等の制限の強化
 - (3) 青少年の深夜営業施設の利用制限の新設
 - (4) 旅館業者等の届出内容の拡大及び明確化
 - (6) 罰則の見直し及び新設を行うこととした。
 - (七) その他規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例（条例第七十一号）（道路管理課）

 - 1 道路法施行令の一部改正に伴い、自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用料を次のとおり定めることとした。

単 位	占 用 料
占用面積一平方メートルにつき一年 近傍類似の土地の時価に〇・〇一八を乗じて得た額	

- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成十九年一月四日から施行することとした。

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第七十二号）（教育庁福利給与課）

 - 1 学校教育法の一部改正にかんがみ、次に掲げる関係条例について所要の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県学校職員給与条例
 - (1) 大学、短期大学及び宝石美術専門学校の教育職員について、助教教授に代えて准助教を設けるとともに、助教を新設することとした。
 - (2) その他の学校の教育職員について、栄養教諭を新設することとした。
 - (二) 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例
 - (1) 山梨県学校職員について、栄養教諭を新設することとした。
 - (三) 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例
 - (1) 他都道府県の退職年金条例の適用を受ける者のうち、大学の助教教授について規定の整備を行うこととした。
 - (四) 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
 - (1) 教育職員について、栄養教諭を新設することとした。
 - 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例をここに公布する。
 平成十八年十二月二十二日 山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十二号
 山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例
 （趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項第四号及

び同条第二項第三号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準を定めるものとする。
(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において、「幼保連携型認定こども園」とは、認定こども園のうち、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条各号に掲げる目標（以下この条において「教育目標」という。）が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの
二 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

3 この条例において、「幼稚園型認定こども園」とは、認定こども園のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園
二 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（法第二条第四項の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの
ロ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

4 この条例において、「保育所型認定こども園」とは、認定こども園のうち、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

5 この条例において、「認可外施設型認定こども園」とは、認定こども園のうち、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(職員の配置)

第三条 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。この場合において、認定こども園を構成する施設の長が認定こども園の長を兼ねることができる。

2 認定こども園には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回つてはならない。

区 分	保育に従事する者の数
満一歳に満たない子ども	おおむね三人につき一人以上
満一歳以上満三歳に満たない子ども	おおむね六人につき一人以上
満三歳以上の短時間利用児（一日に四時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）	おおむね三五人につき一人以上
満三歳以上満四歳に満たない長時間利用児（一日に八時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）	おおむね二〇人につき一人以上
満四歳以上の長時間利用児	おおむね三〇人につき一人以上

3 認定こども園は、満三歳以上の短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は、三十五人以下を原則とする。

(職員の資格)

第四条 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有する者でなければならない。

2 前条第二項の規定により認定こども園に置かなければならない保育に従事する者のうち満三歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格（児童福祉法第十

八条の六に規定する資格をいう。以下この条において同じ。)を有する者でなければならぬ。

3 前条第二項の規定により認定こども園に置かなければならない保育に従事する者のうち満三歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項及び第四項に規定する免許状をいう。以下この条において同じ。)又は保育士の資格を有する者でなければならぬ。

4 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならぬ。ただし、保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

5 第三項の規定にかかわらず、満三歳以上の長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、当該保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該保育に従事する者とすることができる。

(施設設備)

第五条 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(第二条第三項第二号に該当するものに限る。)は、これらを構成する幼稚園及び保育所等について、それぞれに供される建物及びその附属設備(以下この項において「建物等」という。)を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合にあつては、この限りでない。

- 一 子どもに対し教育及び保育を適切に提供することができること。
- 二 建物等の間の移動時における子どもの安全が確保されていること。

2 認定こども園の建物の面積(満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第四項ただし書において同じ。)は、次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存施設(法第四条第一項の申請の際現に施設の用に供されているものをいう。第四項及び第五項において同じ。)について幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第四項本文(満二歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、同項本文及び第九項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	$320 \text{ 平方メートル} + 100 \text{ 平方メートル} \times (\text{学級数} - 2)$ の算式により算出した面積

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室(第八項において「保育室等」という。)を設けなければならない。

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設について幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その建物の面積が第二項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

5 第三項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設について幼保連携型認定こども園又は認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合にあつては第一号又は第二号のいずれかの基準を、保育所型認定こども園の認定を受ける場合にあつては第一号の基準を、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合にあつては第二号の基準を満たすときは、この限りでない。

- 一 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 二 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積に満二歳以上満三歳に満たない子どもについて前号の規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
一学級以下	$330 \text{ 平方メートル} + 30 \text{ 平方メートル} \times (\text{学級数} - 1)$ の算式により算出した面積
二学級以上	$400 \text{ 平方メートル} + 80 \text{ 平方メートル} \times (\text{学級数} - 3)$ の算式により算出した面積

式により算出した面積

- 6 第三項の屋外遊戯場は、認定こども園の建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園にあつては、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもつて屋外遊戯場に代えることができる。
 - 一 子どもが安全に利用することができる場所であること。
 - 二 利用時間を日常的に確保することができる場所であること。
 - 三 子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができる場所であること。
 - 四 前項に規定する基準を満たす場所であること。
- 7 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外施設型認定こども園は、規則で定める要件を満たす場合は、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 8 認定こども園において満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には、保育室等に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。
- 9 前項の乳児室又はほふく室の面積は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上でなければならない。

区 分	面 積
乳児室	満二歳に満たない子ども一人につき一・六五平方メートル
ほふく室	満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル

(教育及び保育の内容)

第六条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(保育所の保育の内容に関して厚生労働省の子どもの保育に関する事務を所掌する局長が定めるものをいう。)に基づかなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育の内容は、子どもの集団生活の経験年数が異なること、子どもの一日の利用時間が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(保育者の資質向上)

第七条 認定こども園は、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。

(子育て支援)

第八条 認定こども園は、法第二条第六項に規定する子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域の実情に応じて当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならない。

(管理運営等)

第九条 認定こども園における児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児に対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児に対する保育を適切に提供できるよう、地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。

3 認定こども園は、保護者が多様な施設の中から利用するものを適切に選択できるよう、情報の開示に努めなければならない。

4 認定こども園は、児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

5 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの安全を確保するための対策を講じなければならない。

6 認定こども園は、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、災害、事故等が発生した場合に円滑な補償を行うための体制を整備しなければならない。

7 認定こども園は、その提供する教育及び保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十三号

山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第三項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告)

第二条 法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項を、規則で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て知事に報告しなければならない。

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成十八年十二月二十二日までの間における第一条及び第二条の規定の適用については、これらの規定中「精神科病院」とあるのは「精神病院」とする。

山梨県消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十四号

山梨県消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例

山梨県消防賞じゆつ金条例（昭和四十五年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百二十五号）別表第三に定める一級から八級までの等級に該当する身体障害をいう。以下同じ。）」を、「（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令

（平成十八年総務省令第十号）別表第二に定める第一級から第八級までの障害等級に該当する障害をいう。次項において同じ。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県消防賞じゆつ金条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた賞じゆつ金については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成十八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までに支給すべき事由が生じた賞じゆつ金に係る新条例の規定の適用については、当該支給すべき事由が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第十号）別表第二第七級の項第五号に該当する障害があるときを除く。）には、同表第八級の項に相当する障害があるものとする。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十五号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中、「給料月額」を「前項に規定する職を占める職員に属する職務の級における最高の号給の給料月額」に、「こえてはならない」を「超えてはならない」に改める。

第十三条第二項中、「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他扶養親族については、一人につき五千元」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第十一条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額

が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の山梨県職員給与条例第十一条の第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「、第十一条の第二項」を削り、「同条例第十一条の第二項、」を「同条例」に改める。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十六号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の第二項中「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「給料月額」を「前項に規定する職を占める教育職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

第十二条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三号）

附則第十条の規定による給料を支給される教育職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える教育職員についてのこの条例による改正後の山梨県学校職員給与条例第十一条の第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「教育職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「教育職員の給料月額と山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三号）附則第十条の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「、第十一条の第二項」を削り、「同条例第十一条の第二項、」を「同条例」に改める。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十七号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の第二項中「給料月額の百分の二十をこえてはならない」を「前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の二十五を超えてはならない」に改める。

第十四条第二項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）

附則第十一条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてはこの条例による改正後の山梨県警察職員給与条例第十二条の第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中、「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第四百号）（附則第十一条の規定による給料の額との合計額）」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

4 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正
（山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

附則第十二条中、「第十二条の第二項」を削り、「同条例第十二条の第二項及び」を「同条例」に改める。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十八号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「六時間をこえる」を「六時間をこえる」に、「四十五分、八時間をこえる場合においては一時間」を「一時間」に改め、「それぞれ」を削り、「おかなければならない」を「置かなければならない」に改め、同条第四項中、「定めるところ」を「の定めるところ」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、一日の勤務時間が六時間をこえ八時間以下の場合において、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、同項の休憩時間を四十五分以上一時間未満とすることができる。
第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条の第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に、「で定めるところ」を「の定めるところ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
 - 二 小学校に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの
- 第八条の第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に、「で定めるところ」を「の定めるところ」に改める。

附則
この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十九号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条の第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に、「で定めるところ」を「の定めるところ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員
 - 二 小学校に就学している子のある学校職員であつて、人事委員会規則で定めるもの
- 第九条の第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に、「で定めるところ」を「の定めるところ」に改める。

附則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(県民の責務)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚して、健やかな成長にふさわしい環境の中で監護し、及び教育するように努めなければならない。

3 地域住民及び学校の関係者その他青少年の育成に携わるものは、その活動又は職務を通じて、相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければならない。

第二条の次に次の一条を加える。

(事業者の責務)

第二条の二 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の事業を営む者は、その事業活動に関して、社会的責任を自覚し、自ら又は相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければならない。

第四条を次のように改める。

(定義)

第四条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 青少年 満十八歳に満たない者(法令の規定により成年に達したとみなされる者を除く。)をいう。

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。

三 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録音盤又は録画テープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シーデーロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体をいう。

四 自動販売機等 物品の販売又は貸付けの業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は貸付けをすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けをすることができるものを含む。)をいう。

五 自動販売業者 自動販売機等により図書類又は刃物類若しくはがん具類の販売又は貸付けを業とする者をいう。

六 自動販売機等管理者 図書類又は刃物類若しくはがん具類の自動販売機等(以下その管理を行う者で、規則で定める要件を備えたものをいう。)

七 興行 映画、演劇、見せものその他これらに類するものをいう。

第五条第一項中「書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤、フロッピーディスク、シーデーロムその他これらに類するもの(以下「図書類」という。)」を「図書類」に、「又は粗暴性を助長する」を「粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発する」に改め、同条第三項中「又ははなはだしく粗暴性を助長する」を「甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する」に改め、同条第六項第二号中「録画テープ」を「映画フィルム又は録画テープ」に、「その他これらに類するもの」を「その他電磁的方法による記録に係る記録媒体(以下この号において「映画フィルム等」という。)」に、「当該録画テープ、ビデオディスク、シーデーロムその他これらに類するもの」を「当該映画フィルム等」に改め、同条第七項中「図書類の販売又は貸付けを業とする者は」を「何人も」に改め、「販売」の下に「頒布し、交換し、贈与し」を加える。

第五条の二第一項中「業とする者」の下に「及びその代理人、使用人その他の従業者」を加え、「置く」を「置き、青少年が閲覧できないように規則で定める方法により包装する」に改め、同条第二項及び第三項中「陳列の」を「陳列若しくは包装の」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「販売」の下に「頒布」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者は、有害図書類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を陳列するとき、当該図書類の表紙がその者の店舗の外部から見えない場所に置くように努めなければならない。

第五条の三の見出し中「所持制限等」を「取扱制限等」に改め、同条第一項中「所持させないように」を「所持させ、又は見せ、若しくは触らせないように」に改め、同条第五項中「刃物類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者は」を「何人も」に改め、「販売」の下に「頒布し、交換し、贈与し」を加える。

第五条の四第一項中「自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。))により図書類又は刃物類若しくはがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売業者」という。)」を「自動販売業者又は自動販売機等管理者」に改め、同条第二項中「自動販売業者」の下に「又は自動販売機等管理者」を加え、同条第三項中「当該自

動販売業者」の下に「又は自動販売機等管理者」を加え、同条に次の一項を加える。

4 自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して五日以内に、当該有害図書類若しくは有害がん具類等を撤去し、又は必要な措置をとらなければならない。

第五条の五第一項中「その管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を「自動販売機等管理者」に改め、同条第二項を削る。

第五条の六に次の一項を加える。

4 知事は、第一項の規定による届出又は第二項の規定による変更の届出があつたときは、前項の規定により自動販売機等に表示しなければならない事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成するものとし、第二項の規定による廃止の届出があつたときは、速やかに当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

第五条の七の見出しを「（自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限）」に改め、同条中「区域」の下に「又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに定める地域」を、「がん具類」の下に「（次項において「有害性のある図書類又はがん具類等」という。）を加え、「収納しないよう努めなければならない」を「収納してはならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 自動販売業者は、前項に規定する区域又は地域においては、有害性のある図書類又はがん具類等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

第五条の八を次のように改める。

（適用除外）

第五条の八 第五条の四から前条までの規定は、法令の規定により青少年の入場が禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

第五条の八を第五条の九とし、第五条の七の次に次の一条を加える。

（自動販売機等の撤去）

第五条の八 知事は、第五条の四第三項の規定による命令を受けた自動販売業者又は自動販売機等管理者が、当該命令の期限の日の翌日から起算して六月以内に同条第一項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類若しくは有害がん具類等を収納したとき又は同条第二項の規定に違反して有害図書類若しくは有害がん具類等を当該自動販売機等から撤去しないときは、当該自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

2 自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して十日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

らない。

第六条第一項中「映画、演劇、見せものその他」を削り、「著しく性的感情を刺激し、又ははなはだしく粗暴性を助長する」を「性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該興行を青少年に有害なものとして指定することができる。

第六条に次の四項を加える。

4 第五条第四項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

5 第三項の規定により青少年に有害なものとして指定された興行（以下「有害興行」という。）を主催する者又は当該有害興行の場所を経営する者は、当該有害興行について、規則で定めるところにより、青少年の立入りを禁止する旨を入口等の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 有害興行を主催する者又は当該有害興行の場所を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該有害興行を青少年に観覧させてはならない。

7 知事は、有害興行の内容が指定の理由に該当しなくなつたと認めるときは、速やかにその指定を取り消すとともに、その旨を告示しなければならない。

第七条第一項中「又ははなはだしく粗暴性を助長する」を「甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（インターネット利用環境の整備）

第七条の二 保護者及び学校の関係者その他青少年の育成に携わるものは、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報（性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報をいう。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下この項及び次項において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するように努めなければならない。

3 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定

電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するため必要な情報を提供するように努めなければならない。第十条の次に次の三条を加える。

（金銭の貸付け等の制限）

第十条の二 貸金業（貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいう。）を営む者は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときを除き、青少年に対し、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。ただし、当該青少年に正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

（着用済み下着等の買受け等の禁止）

第十条の三 何人も、青少年から着用済み下着等（青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、これらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この項及び次条第一号において同じ。）を買受け、又は着用済み下着等の売却の委託を受け、若しくは売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

2 何人も、前項に規定する行為が行われることを知つて、その場所を提供してはならない。

（青少年への勧誘行為の禁止）

第十条の四 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。
- 二 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 接待飲食等営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第二号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

第十一条を次のように改める。

（深夜外出の制限）

第十一条 保護者は、正当な理由がある場合を除き、深夜（午後十一時から午前四時までの間をいう。以下この条及び次条において同じ。）にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由があり、かつ、保護者の依頼を受け、又はその承認を得た場合を除き、深夜に青少年をその住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない。ただし、緊急を要するときその他特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。第十一条の次に次の一条を加える。

（深夜に営業を行う施設への立入りの制限等）

第十一条の二 次に掲げる施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内に青少年を立ち入らせてはならない。

- 一 興行が行われる施設
- 二 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- 三 設備を設けて客に主に図書類を閲覧させ、若しくは観覧させ、又はインターネットの利用により情報を閲覧させ、若しくは視聴させる施設（図書館法第二条第一項に規定する図書館を除く。）

2 前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、規則で定めるところにより、青少年の立入りを禁止する旨を当該施設の入口等に見やすい箇所に掲示しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（入れ墨の禁止）

第十二条の二 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

2 何人も、青少年に対し、入れ墨を受けることを勧誘し、又は周旋してはならない。第十四条を次のように改める。

（旅館業者等の届出義務）

第十四条 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者又は住宅の賃貸を業として営む者若しくは当該住宅を管理する者は、その管理する施設において、青少年に対して暴行、みだらな性行為、わいせつな行為その他の法令に違反する行為がなされ、若しくは青少年がこれらの行為をし、若しくはこれらの疑いがあると認めるとき又はその管理する施設を利用する青少年が家出をし、若しくはその疑いがあると認めるときは、速やかに児童相談所又は警察官に届け出なければならない。

第十六条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 二 第六条第五項の規定に違反した者
- 三 第十六条第五項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
- 四 第十条の二の規定に違反した者
- 五 第十一条の二第二項の規定に違反した者
- 六 第十六条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、第五号を次のように改める。
- 七 第六条第六項の規定に違反した者
- 八 第十六条第四項に次の五号を加える。
- 九 第十条の三の規定に違反した者
- 十 第十条の四の規定に違反した者
- 十一 第十一条の二第二項の規定に違反した者
- 十二 第十二条の二第二項の規定に違反した者
- 十三 第十六条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 十四 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 十五 第五条の六第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十六 第十二条の二第二項の規定に違反した者
- 十七 第十六条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十八 第五条の四第四項の規定に違反した者
- 十九 第十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 二十 第五条の八第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 二十一 第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 第五条第七項、第五条の三第五項、第六条第六項、第八条、第九条、第十条、第十条の二、第十条の三、第十条の四、第十一条第二項、第十一条の二第一項、第十二条、第十二条の二又は第十三条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前条の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失のないときは、この限りでない。

第十七条中「前条」を「第十六条」に、「刑」を「罰金刑又は科料刑」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第七十一号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例

山梨県道路法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第十四条第二項第三号」を「第十二条第二号八」に改める。
- 第七条第一項中「第七条第八号及び第九号」を「第七条第九号及び第十号」に改める。
- 第八条第一号中「第十九条」を「第十八条」に改める。
- 別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中、地下電線その他地下に設ける「を」地下に設ける電線その他の「に改め、「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加え、同表政令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場及び政令第七条第八号及び第九号に掲げる施設の項を次のように改める。

政令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		
	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの
	占用面積一平方メートルにつき一年		
	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第七十二号

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「助教授、講師」を「准教授、講師、助教」に改め、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)
第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

(山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部改正)
第三条 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例(昭和三十二年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三項第八号イ中「、助教授」を削り、同項中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条に規定する助教授

第二条 第四項第一号イ中「、助教授」を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条に規定する助教授

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)
第四条 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

その他	Aに〇・〇 〇六を乗じて 得た額	Aに〇・〇 〇八を乗じて 得た額
政令第七条第八号に掲げる器具	Aに〇・〇一八を乗じて 得た額	

政令第七条第九号及び第十号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階段が二のもの	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
	その他	階段が三のもの	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額
		階段が四以上のもの	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額

別表備考第六号中「第七条第八号及び第九号」を「第七条第九号及び第十号」に改める。

附則

この条例は、平成十九年一月四日から施行する。ただし、別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項の改正規定(「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番